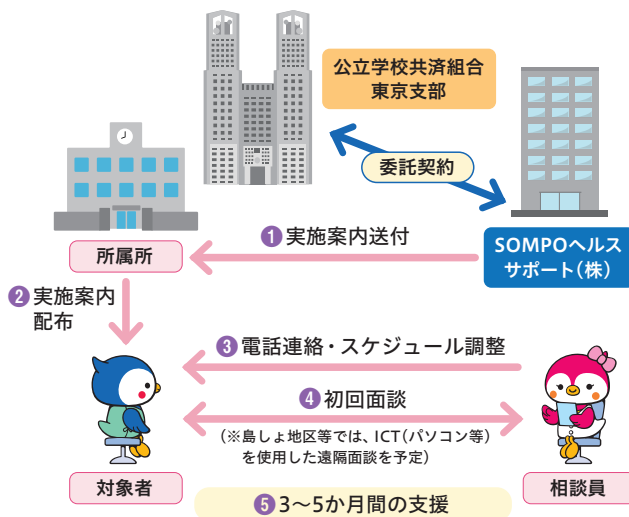


訪問型特定保健指導のご案内

健康診断結果から生活習慣病のリスクが認められた方に対して、法令に基づいて「特定保健指導」を実施しています。組合員の皆さまには、**SOMPOヘルスサポート株式会社**に委託し、**職場に専門職が訪問して初回面談を行う「訪問型特定保健指導」**として実施します。「忙しいから…」、「自分はまだ大丈夫…」と書いていても、生活習慣病は自覚症状がないまま進行します。忙しい皆様だからこそ！対象となった場合は、一度ゆっくり自分の体と向き合ってみませんか。



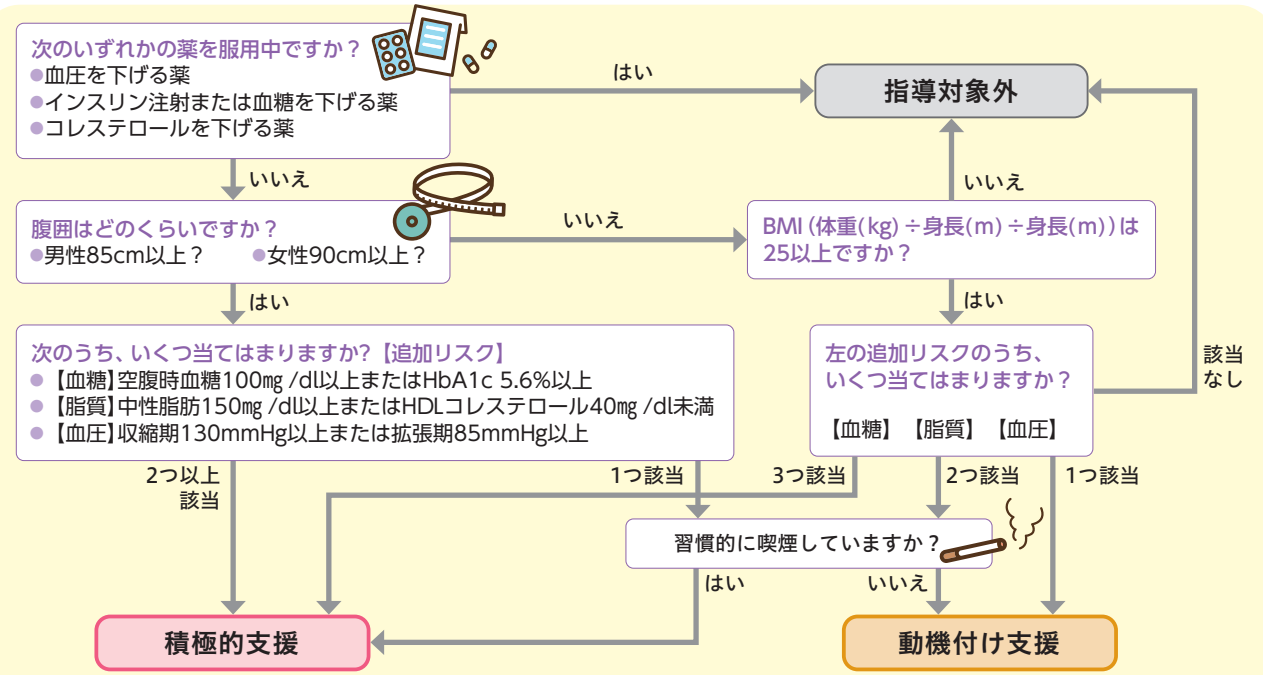
実施の流れ



- 1 実施機関から所属所に実施案内を送付します。
※対象者がいない場合は送付しません。
- 2 所属所の担当者から、対象者宛ての実施案内(封緘)が対象者に配布されます。
- 3 SOMPOヘルスサポートの相談員(保健師、栄養士等)から対象者に電話があり、初回面談の日程調整をします(電話は所属所にかかります)。
- 4 相談員による所属所訪問、またはICT(パソコン等)を使用した遠隔面談により、**初回面談**を実施します(実施場所は対象者にて確保願います)。
- 5 初回面談後、対象者は支援を受けながら生活習慣改善に取り組みます。

注：対象者が5名以上いる所属所では、③の前に所属所へ取りまとめの可否を確認します。

対象者選定基準



※2年連続して積極的支援に該当した場合、1年目に比べて2年目の状態が改善していれば、2年目の特定保健指導は、「動機付け支援相当」の実施でも可能となる場合があります。動機付け支援相当となるのは、前年度と今年度も積極的支援に該当した方のうち、前年度の積極的支援を終了した方で、今年度の特定健康診断の結果においてBMIが30未満の場合は腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上、BMIが30以上の場合は腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している方となります。

問合せ先 福利厚生課厚生事業担当 | ☎03-5320-6821